

役員等報酬要領

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人松海社会福祉事業協会の評議員の報酬並びに理事、監事（以下「役員」という。）の報酬について、定款に定めるものを含め必要な事項を明確にし、事務の適正処理を図ることを目的とする。

(報酬の範囲)

第2条 報酬には、賞与及び退職慰労金を含むものとする。

(評議員の報酬)

第3条 評議員の報酬は、定款第8条の規定に基づき、無報酬とする。

(役員報酬)

第4条 役員報酬は、定款第21条の規定に基づき、平成29年6月26日に開催した定時評議員会議案第4号の議決により、無報酬とする。

付 則

この要領は平成29年6月26日より施行する。